

地域包括ケアの推進に関する連携協定書

平成29年3月16日

福井市（以下「甲」という。）と医療・介護・福祉等の関係団体及び地域団体（以下「乙」という。）は、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会の実現に向けて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、専門知識や機能を活かしながら相互に連携・協働して、医療、介護、介護予防、住まい、日常の生活支援及び認知症に関する施策が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアを推進することを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的の達成に向けて、別添『福井市地域包括ケアビジョン』に掲げる次の事項について連携・協働して取り組む。

- (1) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の強化に関する事項
- (2) 介護サービスの提供体制の充実に関する事項
- (3) 高齢者の住まいの確保に関する事項
- (4) 効果的な介護予防の推進に関する事項
- (5) 高齢者を支える生活支援体制の構築に関する事項
- (6) 認知症の人を支える体制の構築に関する事項
- (7) その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成39年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し入れがないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（内容の変更）

第4条 本協定は、甲乙協議の上、変更することができる。

（協議）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書17通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保管する。

甲 福井市

福井市長

東村 新一



乙 一般社団法人 福井市医師会

会 長

安川 繁博



一般社団法人 福井第一医師会

会 長

山本 誠



一般社団法人 福井市歯科医師会

会 長

岡田 正二郎



一般社団法人 福井市薬剤師会

会 長

篠田 秀幸



公益社団法人 福井県看護協会

会 長

樋村 禎子



公益社団法人 福井県栄養士会

会 長

北山 富士子



公益社団法人 福井県理学療法士会

会 長

四谷 昌嗣



一般社団法人 福井県作業療法士会

会 長

藤波 英司



福井県言語聴覚士会

会 長

見目 隼人



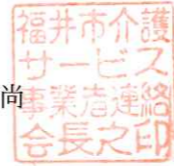
嶺北認知症疾患医療センター

センター長 松原 六郎



福井市介護サービス事業者連絡会

会長 米田 尚



社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

会長 吉田 敏貞



福井市地区社協連絡協議会

会長 松成 嘉實



福井市自治会連合会

会長 奥村 清治



福井市老人クラブ連合会

会長 堀内 英治



福井市民生児童委員協議会連合会

会長 大島 友治



立会人

福井市地域包括ケア推進協議会

委員長 奥西 栄介

